

第74回 定時株主総会 招集ご通知

開催概要



2025年6月26日(木曜日)
午前10時 (受付開始午前9時30分)



東京都葛飾区立石六丁目33番1号
かつしかシンフォニーヒルズ
モーツァルトホール

株主総会にご出席される株主様とご出席がむずかしい株主様の公平性等を勘案し、株主総会におけるお土産の配布は行っておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 タカラトミー

証券コード 7867



◇ 株主各位

証券コード 7867

2025年6月4日

東京都葛飾区立石七丁目9番10号

株式会社 タカラトミー

代表取締役社長 富山 彰夫



第74回 定時株主総会招集ご通知



拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

★ 当社ウェブサイト

<https://www.takaratomy.co.jp/>

上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「投資家情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。



★ 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「タカラトミー」または「コード」に「7867」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。



★ 株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/7867/teiji/>



なお、当日ご出席いただけない場合は、書面（郵送）またはインターネット等によって議決権行使することができます。お手数ですが株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日（水曜日）営業時間終了の時（午後5時30分）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

© TOMY

日時

2025年6月26日（木曜日） 午前10時

場所

東京都葛飾区立石六丁目33番1号
かつしかシンフォニーヒルズ モーツァルトホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

目的事項

報告事項

1. 第74期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第74期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役9名選任の件
第4号議案	監査役1名選任の件
第5号議案	補欠監査役1名選任の件
第6号議案	役員賞与支給の件
第7号議案	取締役の報酬額改定及び業績連動賞与算定方法決定の件
第8号議案	取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容改定の件

以上

■電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネットの各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

■書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- | | |
|---|----------------|
| ①新株予約権等に関する事項 | ④会社の支配に関する基本方針 |
| ②会計監査人の状況 | ⑤連結株主資本等変動計算書 |
| ③取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 | ⑥連結注記表 |
| | ⑦株主資本等変動計算書 |
| | ⑧個別注記表 |

なお、監査役および会計監査人は上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

◇ 株主の皆様へ

1. 議決権行使は、ご来場いただくなくとも書面（郵送）またはインターネットによる事前の行使が可能ですので、ご活用ください。
2. 会社法改正に伴い、株主総会資料は、書面での送付に代えてHP等のウェブサイトに掲載することとなりました。本定時株主総会においては、当社の業績情報や決議事項等の情報をご確認いただける招集ご通知のサマリー版をご送付させていただきます。
3. 本株主総会の様子を当日および後日株主様専用ポータルサイトで配信させていただく予定です。詳細は、本招集ご通知4頁から5頁をご覧ください。
4. 本総会会場で使用する電力はグリーン電力を使用し、環境に配慮した運営を行っております。
5. やむを得ない会場の変更、開催時刻の変更やその他変更がある場合には、当社ウェブサイト（下記URL）に掲載させていただきます。当日ご来場いただく場合は、必ず下記URLをご確認いただきますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.takaratomy.co.jp>)

6. 当日ご出席される際は、お手数ながら本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
7. 受付開始は午前9時30分を予定しております。
8. 手話通訳者が必要な場合は、当日受付にてお申し出ください。
9. 株主ではない代理人および同伴の方など、**株主以外の方は総会にご出席いただけません**のでご注意願います。
10. 不測の事態も懸念されますので、株主ではないお子様のご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。また、当日お子様が遊ばれるコーナー等はございませんのでご了承願います。
11. 当日は節電のため軽装（クールビズ）にて対応させていただきますのでご了承の程お願い申し上げます。また、株主の皆様におかれましても、ご来場時は、軽装にてお願い申し上げます。

◇ 株主総会ライブ配信・事前質問受付のご案内

当社では、より多くの株主様に株主総会の様子をご覧いただけるよう、株主総会のライブ配信を行います。また、ご来場いただけない方のために事前質問を受け付けています。ぜひご利用ください。

株主様専用ポータルサイトへのアクセス方法のご案内

お持ちのパソコン・スマートフォンより、株主様専用ポータルサイトへアクセス。

(右記のQRコード読み取りでもアクセス可能です。)

<https://links-v.pdcp.jp/7867/2025/takaratomy/>



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ログインには、ID (株主番号) とパスワード (郵便番号) の入力が必要です。株主番号は議決権行使書用紙に記載されています。

議決権行使書用紙に記載のある9桁の株主番号を半角数字でご入力ください。

株主番号メモ欄

※書面(郵送)にて議決権をご行使される場合は投函前に株主番号をお控ください。
※ID及びパスワードを第三者に伝えること、映像や音声データの第三者への提供や公開及びその複製・上映等のご遠慮ください。
パスワードは議決権行使書用紙に記載されている郵便番号7桁を半角数字でご入力ください。(ハイフン不要)

※議決権行使書用紙はイメージです。

※パスワードは2025年3月末日時点の株主名簿ご登録の郵便番号7桁(ハイフン不要)です。

2025年3月末日以降、転居または株主名簿を変更された場合は、ご注意ください。

ライブ配信視聴方法のご案内

ライブ配信日時 2025年6月26日(木曜日) 午前10時より
(30分前よりアクセス可能となります。)

株主様専用ポータルサイトへアクセスいただき、「ライブ視聴」をクリック。



※開会【2025年6月26日(木曜日) 午前10時】までお待ちください。

注意事項

- ライブ配信で株主総会をご覧いただく場合、会社法上の株主総会への出席とはなりませんので、当日のご質問や議決権行使はできません。
- ご来場いただく株主様のプライバシー保護のため、撮影は議長席および役員席付近のみとさせていただきます。
- 何らかの都合により、配信を行わない場合もございます。その際は、株主様専用ポータルサイトおよび当社ウェブサイトでお知らせいたします。
- ご使用のパソコン・スマートフォンやインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ライブ配信は、株主様ご本人のみご視聴いただけます。IDおよびパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ご視聴に伴う通信料等は株主様のご負担となります。

事前質問受付のご案内

事前質問受付期間 2025年6月4日(水曜日) 午前9時から
6月16日(月曜日) 午後5時30分まで

株主様専用ポータルサイトへアクセスいただき、「事前質問」をクリック。



注意事項

- ご質問は目的事項に関する内容に限らせていただきます。
- 株主様お一人につき1件のみとさせていただきます。内容はできるだけ具体的・簡潔にお願いします。
- 株主の皆様のご関心の高い項目については、株主総会当日に回答させていただきますが、全てのご質問への回答をお約束するものではありません。また、個別のご回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- 株主総会当日のご質問の事前通知としてご利用いただけません。
- お預かりした個人情報はご質問の管理のためにのみ利用し、それ以外の目的には利用いたしません。
- お預かりした個人情報について、本利用目的の範囲内において一部を委託することがあります。

◇ 株主総会オンデマンド配信のご案内

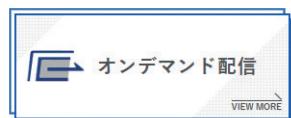
株主総会当日の様子は後日インターネット上にてオンデマンド配信いたします。議決権行使の有無にかかわらず視聴が可能となっておりますので、是非ご視聴ください。

配信日時

2025年7月9日（水曜日）午前10時から 2025年9月30日（火曜日）午後6時まで

視聴方法

株主様専用ポータルサイトへアクセス（アクセス方法は4頁参照）



「オンデマンド配信」をクリックし、リンク先へアクセスください。

注意事項

- ・何らかの都合により、オンデマンド配信を行えなくなった場合は、株主様専用ポータルサイトおよび当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- ・ご来場いただいた株主様のプライバシー保護のため、議長および役員席付近を中心とした撮影としております。
- ・オンデマンド配信動画の撮影、録画、録音、保存およびSNSなどでの公開は固くお断りいたします。
- ・ご視聴いただくための通信料金等は、株主様のご負担となります。
- ・ご視聴は、株主様ご本人に限定させていただきます。
- ・ご使用の端末（機種、性能など）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度など）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

◇ 議決権行使に関するお願い

当社の経営に参加できる権利「議決権」をぜひご行使ください。

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。

A 当日ご出席の場合

開催日時

2025年6月26日（木曜日）午前10時から



本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

（ご捺印は不要です）

また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B 書面による議決権行使の場合

行使期限

2025年6月25日（水曜日）午後5時30分まで



本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

■書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

C インターネット等による議決権行使の場合

行使期限

2025年6月25日（水曜日）午後5時30分まで



インターネット等による議決権行使のご案内（7頁）をご参照のうえ、パソコン等から株主総会ポータル（<https://www.soukai-portal.net>）にアクセスしていただき、本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

■インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は後に到着したものを、同一の日に到着した場合はインターネット等を有効とします。また、パソコンやスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等の行使期限

2025年6月25日(水曜日)午後5時30分まで



スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

- 機関投資家の皆様へ** 本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

■ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
0120-652-031(受付時間 9時~21時)
ぜひQ&Aもご確認ください。





(ご参考) 事業報告サマリー

★ 当期のポイント

POINT1 中長期経営戦略初年度、想定を上回る順調なスタート 過去最高業績を達成

重点戦略である年齢軸・地域軸施策の推進により、タカラトミー・タカラトミーアーツ・キデイランドを中心に日本セグメントが伸長したことに加え、アジアをはじめ各セグメントの業績も貢献したことで、2期連続の過去最高業績を達成。

POINT2 持続的な成長を推進するための体制整備を実施

幅広い分野からの人材獲得のグローバルな実施に加え、人的資本における多様性や専門性の強化、ジョブ型人事制度への改定や出産育児祝い金制度の新設をはじめとした両立支援の拡充等、持続的な成長を推進する為の体制整備を実施。

業績ハイライト

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
250,235 百万円	24,870 百万円	24,033 百万円	16,350 百万円
前期比20%増	前期比32%増	前期比35%増	前期比66%増

目標とする経営指標

営業利益率	一株当たり 純利益 (EPS) 成長率	自己資本 利益率 (ROE)	自己資本比率	総還元性向	株価純資産 倍率 (PBR)
9.9%	69.1%	15.8%	64.2%	53.4%	2.9倍

Business Vision 2030

10%目標	継続10%以上	継続11%以上	50%程度	原則50%	3倍目標
--------------	----------------	----------------	--------------	--------------	-------------

※2025年5月13日公表「2025年3月期 決算短信[日本基準] (連結)」および「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」に基づく

©HK, HM, PD, BBX, TX
© TOMY



(ご参考)
中長期経営戦略 2030サマリー

Vision 2030



Business Vision 2030

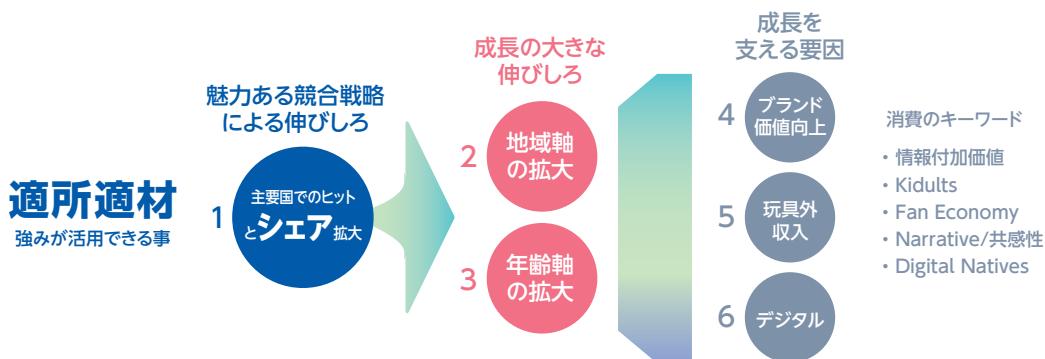
**高い品質とクリエイティブ性を持ち、
 世界中で愛される総合アソビメーカーに成長する。**

2030年3月期 売上高 3,000億円 営業利益 300億円

- 営業利益率 10%目標
- 自己資本利益率(ROE) 継続11%以上
- 総還元性向 原則50%
- 一株当たり純利益(EPS)成長率 継続10%以上
- 自己資本比率 50%程度
- 株価純資産倍率(PBR) 3倍目標

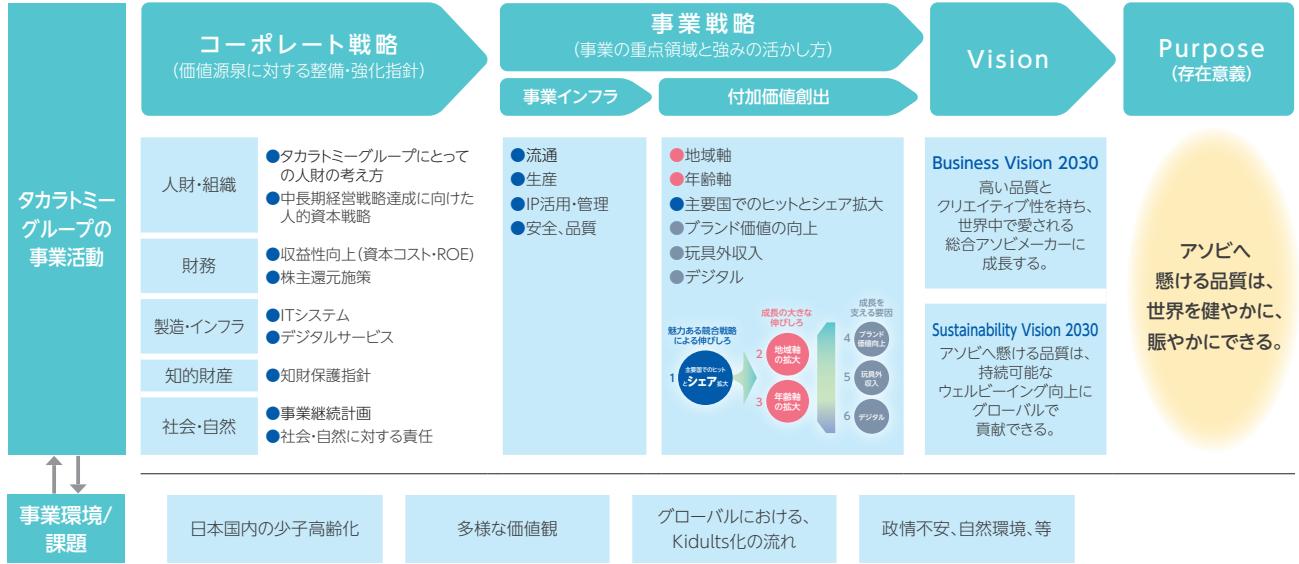
事業戦略

ブランド成長につながる6つの重点戦略



価値創造モデル

Purpose/Vision/事業戦略/コーポレート戦略の体系化



おもちゃからアソビへ アソビへの移行は、深化と洗練を経て次のステージへ





株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

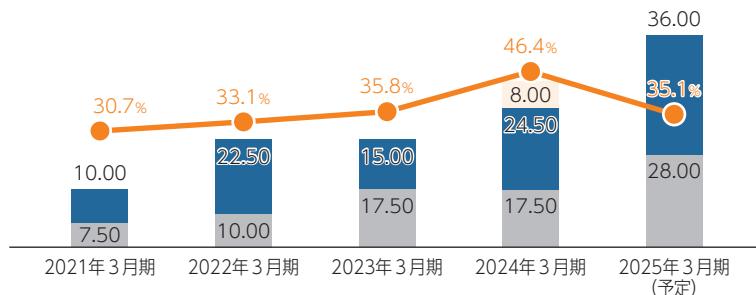
期末配当に関する事項

当社は、株主価値の持続的な向上および株主の皆様に対する安定的な利益還元を実施していくことを経営の重要課題の一つとして認識しております。経営基盤の強化と利益率の向上に努めるとともに、配当と自己株式の取得を合わせた総還元性向を原則50%とすることを株主還元方針としております。つきましては当期の期末配当は1株につき36円とさせていただきたいと存じます。

なお、すでに中間配当として1株につき28円を実施させていただいておりますので、年間配当金額は1株につき64円となります。

★配当財産の種類	金銭といたします。	
★配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき 金 36.0円	配当総額 3,239,173,980円
★剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月27日	

(ご参考) 配当金の推移 ■ 中間 ■ 期末 ■ 記念配当(円) / ● 配当性向



© TOMY

1. 提案の理由

当社は、2007年6月26日開催の当社第56回定時株主総会決議に基づき「当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます）を導入し、直近では2022年6月22日開催の当社第71回定時株主総会において、その継続につき株主の皆様のご承認をいただきました。

昨今の取り巻く状況より、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大規模な取得行為が行われる可能性は否定できませんが、このような中、当社は本対応方針導入後、中期経営計画の実行を通して経営基盤・コーポレートガバナンスの強化に取り組み、着実な企業価値の向上に努めてまいりました。さらに、2024年5月には、創業100周年を機に「中長期経営戦略 2030」としてPurpose（存在意義）、Business Vision 2030（経済価値の向上）、Sustainability Vision 2030（社会価値の向上）等を策定、実行することで一層の企業価値および株主の皆様共同の利益の最大化を図っております。

上記企業価値の向上に向けた取り組みおよび買収防衛策をめぐる近時の動向、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様との対話の状況、経営環境の変化等を総合的に勘案し、本対応方針を継続せず、その有効期間が満了する本定時株主総会終結の時をもって廃止することを、2025年5月13日開催の当社取締役会で決議いたしました。

本対応方針の廃止に合わせて、当社定款における買収防衛策に関する規定を削除するとともに、同規定以下の条数を繰り上げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p><u>(企業価値および株主共同の利益の確保・向上のための対応方針)</u></p> <p><u>第18条 当社は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため、当社の20%以上の株式等を取得する行為として株主総会決議において定めるものを行い、または行おうとする者に対する対応方針の導入、継続および廃止につき株主総会において承認決議を行うことができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、前項所定の対応方針に定めるところにより、以下の各号その他取締役会が適切と考える条件を付した新株予約権の無償割当てを、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、決定することができる。かかる株主総会の決議は、第16条第1項に定める方法による。</u></p> <p><u>①対応方針において定める者（以下「買収者等」という。）による権利行使は認められない旨の行使条件</u></p> <p><u>②当社が当該新株予約権の一部を取得する場合に、買収者等を除く新株予約権者が所有する当該新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項</u></p>	<p>(削除)</p>
第19条～第43条 (条文省略)	第18条～第42条 (内容は現行どおり)

第3号議案

取締役9名選任の件

当社の取締役9名全員は、2024年6月26日開催の当社定時株主総会において選任いただき、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたく存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における 地位、担当
1	こ じま かず ひろ 小 島 一 洋	再任 代表取締役会長
2	とみ やま あき お 富 山 彰 夫	再任 代表取締役社長CEO
3	う さ み ひろ ゆき 宇佐美 博 之	再任 取締役副社長
4	い とう ごう しろう 伊 藤 豪史郎	再任 取締役常務執行役員CFO
5	み むら こ 三 村 まり子	再任 社外 独立 社外取締役
6	との むら しん いち 殿 村 真 一	再任 社外 独立 社外取締役
7	い よく み わ こ 伊 能 美和子	再任 社外 独立 社外取締役
8	やす え れい こ 安 江 令 子	再任 社外 独立 社外取締役
9	あり さわ まさ と 有 沢 正 人	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員



候補者番号

1

再任

こ じ ま か ず ひ ろ
小 島 一 洋

生年月日 1961年1月4日生

所有する
当社の株式の数
152,238
株

取締役
在任年数
13年
(本総会最終時)

取締役会への
出席状況
16/16回
(100%)



略歴、当社における地位、担当

- 1983年 4月 三菱商事株式会社入社
- 2008年 4月 丸の内キャピタル株式会社執行役員
- 2009年 6月 当社社外取締役
- 2012年 4月 当社取締役常務執行役員連結戦略局副局长
- 2012年 6月 当社常務取締役連結戦略局副局长
- 2013年 4月 当社常務取締役連結管理本部副本部長
- 2013年 6月 当社取締役常務執行役員CFO、連結管理本部長、内部統制・監査部担当
- 2014年10月 当社取締役常務執行役員CFO、連結管理本部長
- 2017年 4月 当社取締役専務執行役員CFO、連結管理本部長
- 2017年 6月 当社代表取締役副社長COO、CFO
- 2018年 1月 当社代表取締役社長COO
- 2024年 4月 当社代表取締役社長CEO
- 2024年 6月 当社代表取締役会長CEO
- 2025年 4月 当社代表取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とする理由

国内投資ファンド経営者、当社経営者としての豊富な経験に基づき、企業価値向上のため連結管理体制の整備、財務基盤の強化、人材戦略を推進してまいりました。引き続きその高い専門性と経験を基に、当社グループの経営全般を牽引することができるかと判断し、選任をお願いするものであります。



候補者番号

2

再任

とみ やま あき お
富 山 彰 夫

生年月日 1984年8月17日生

所有する
当社の株式の数
**843,100
株**

取締役
在任年数
**5年
(本総会終結時)**

取締役会への
出席状況
**16/16回
(100%)**



略歴、当社における地位、担当

- 2010年11月 当社入社
- 2015年11月 当社欧米戦略室
- 2017年 1月 TOMY International, Inc.駐在
- 2018年 4月 TOMY International, Inc.入社、CSO
- 2018年 7月 当社企画開発本部グローバルR&D室長兼任
- 2020年 1月 当社常務執行役員
- 2020年 4月 当社常務執行役員事業統括本部長
- 2020年 6月 当社取締役常務執行役員事業統括本部長
- 2022年 4月 当社常務取締役事業統括本部長
- 2023年 4月 当社取締役副社長
- 2024年 4月 当社取締役副社長COO
- 2024年 6月 当社代表取締役社長COO
- 2025年 4月 当社代表取締役社長CEO (現任)

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とする理由

当社および当社海外子会社における経営者として豊富な経験とグローバルな知見を有しております。グローバルに企業戦略を構築・実践し企業価値向上を推進してまいりました。引き続きその豊富な経験と知見、実践力は、当社グループの経営全般を牽引し企業価値を向上できるものと判断し、選任をお願いするものであります。



候補者番号

3

再任

う さ み ひ ろ ゆ き
宇佐美 博 之

生年月日 1963年9月27日生

所有する
当社の株式の数
28,445
株

取締役
在任年数
3年
(本総会最終時)

取締役会への
出席状況
16/16回
(100%)



略歴、当社における地位、担当

- 1986年 4月 当社入社
- 2003年 3月 株式会社ユーメイト（現株式会社タカラトミーアーツ）転籍
- 2003年 6月 同社取締役
- 2009年 1月 株式会社タカラトミーアーツ転籍（合併）
- 2010年 6月 同社取締役 ガチャ・キャンディ事業本部副本部長
- 2012年 6月 同社常務取締役 ガチャ・キャンディ事業本部長
- 2013年 6月 同社専務取締役
- 2014年 6月 同社代表取締役社長
- 2022年 6月 当社非常勤取締役
- 2024年 4月 当社取締役副社長（現任）

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とする理由

当社子会社における代表取締役社長としての豊富な経験と、アミューズメント・雑貨業界に深い見識を備えております。引き続きその豊富な経験と見識をもって当社グループの経営全般を牽引することができるかと判断し、選任をお願いするものであります。



候補者番号 **4**

再任

いとうごうしろう
伊藤 豪史郎

生年月日 1970年5月4日生

所有する
当社の株式の数
4,576
株

取締役
在任年数
1年
(本総会終結時)

取締役会への
出席状況
12/12回
(100%)



略歴、当社における地位、担当

- 1994年 4月 ミネベア株式会社（現ミネベアアミツミ株式会社）入社
- 2004年12月 双信電機株式会社入社
- 2016年 9月 当社入社、連結管理本部 経理財務室 財務部長
- 2019年 7月 当社連結管理本部 経理財務室長
- 2020年 4月 当社連結管理本部長
- 2021年11月 当社執行役員、連結管理本部長
- 2022年 4月 当社執行役員CFO、連結管理本部長
- 2023年 4月 当社常務執行役員CFO、連結管理本部長
- 2024年 4月 当社常務執行役員CFO
- 2024年 6月 当社取締役常務執行役員CFO（現任）

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とする理由

最高財務責任者（CFO）および連結管理本部長を務め、グローバルを含めた経験と専門性を有しております。企業価値向上のための財務基盤強化、人財戦略の推進、グローバルガバナンス体制を構築してまいりました。引き続きその高い知見と経験をもって当社グループの経営全般を牽引することができると判断し、選任をお願いするものであります。



候補者番号

5

再任

社外

独立

み むら こ
三 村 まり子

生年月日 1957年3月22日生

所有する
当社の株式の数
0
株

社外取締役
在任年数
7年
(本総会終結時)

取締役会への
出席状況
16/16回
(100%)



略歴、当社における地位、担当

- 1992年 4月 ブラウン・守屋・帆足・窪田法律事務所入所
1993年 9月 高石法律事務所入所
1995年 4月 西村真田法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）入所
2005年 1月 ジーイー横河メディカルシステム株式会社（現GEヘルスケア・ジャパン株式会社）入社
2006年 6月 同社執行役員
2010年 1月 ノバルティスホールディングジャパン株式会社 取締役
2015年 7月 グラクソ・スミスクライン株式会社 取締役
2018年 6月 当社社外取締役（現任）
2018年 8月 西村あさひ法律事務所入所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）、同事務所オブカウンセル（現任）
2020年 6月 TANAKAホールディングス株式会社社外取締役（現任）
2022年 3月 株式会社MICIN社外監査役（現任）
2023年 3月 サントリー食品インターナショナル株式会社社外取締役 監査等委員（現任）
2025年 4月 国立大学法人浜松医科大学理事（現任）

重要な兼職の状況

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業オブカウンセル	サントリー食品インターナショナル株式会社社外取締役
TANAKAホールディングス株式会社社外取締役	監査等委員
株式会社MICIN 社外監査役	国立大学法人浜松医科大学理事

社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要

三村まり子氏は、弁護士および企業経営者としての豊富な経験と知識を有しております。引き続き当該知見を生かして特にコーポレート・ガバナンスの一層の強化のために監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、取締役指名委員会委員、または、報酬委員会委員、および、リスク/コンプライアンス委員会委員として客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。



候補者番号

6

再任

社外

独立

との むら しん いち
殿村真一

生年月日 1963年4月29日生



略歴、当社における地位、担当

- 1987年 4月 新日本製鉄株式会社（現日本製鉄株式会社）入社
- 1999年 6月 ジェームスマーチン&カンパニー・ジャパン入社
- 2001年 7月 同社代表取締役社長
- 2011年 6月 縄文アソシエイツ株式会社社外取締役（現任）
- 2012年 7月 キャップジェミニ入社、アジアパシフィック金融サービス部門代表（現任）
- 2013年 2月 キャップジェミニ株式会社設立、代表取締役社長
- 2020年 6月 大日コーポレーション株式会社社外取締役（現任）
- 同上 当社社外取締役（現任）
- 2021年 1月 キャップジェミニ アジアパシフィック副代表（現任）
- 2021年 4月 キャップジェミニ株式会社代表取締役会長（現任）
- 2023年 7月 キャップジェミニ本社経営会議メンバー（現任）

重要な兼職の状況

キャップジェミニ アジアパシフィック副代表
キャップジェミニ株式会社代表取締役会長

大日コーポレーション株式会社社外取締役
縄文アソシエイツ株式会社社外取締役

社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要

殿村真一氏は、メーカーにおける経営企画・新規事業企画、欧州最大の経営・ITコンサルティング会社におけるクロスボーダーの顧客サービスと組織運営を通じて、グローバル企業経営とデジタルトランスフォーメーションに関する豊富な経験と知識を有しております。引き続き当該知見を生かして経営の重要事項の決定および業務執行に対し監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、取締役指名委員会委員、または、報酬委員会委員、および、リスク/コンプライアンス委員会委員として客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。



候補者番号

7

再任

社外

独立

い よ く み わ こ
伊 能 美和子

生年月日 1964年10月11日生

所有する
当社の株式の数369
株社外取締役
在任年数5年
(本総会終結時)取締役会への
出席状況16/16回
(100%)

略歴、当社における地位、担当

- 1987年 4月 日本電信電話株式会社入社
- 1999年 7月 株式会社NTTコミュニケーションズ入社 (分社化)
- 2004年 4月 日本電信電話株式会社 (NTT持株会社) 転籍
- 2010年 6月 ピーディーシー株式会社取締役兼任
- 2012年 7月 株式会社NTTドコモ転籍
- 2015年 8月 株式会社ドコモgacco代表取締役社長
- 2017年 7月 タワーレコード株式会社代表取締役副社長
- 2020年 1月 東京電力ベンチャーズ株式会社入社
- 同 上 TEPCOライフサービス株式会社取締役兼任
- 2020年 6月 株式会社ヤマノホールディングス社外取締役
- 同 上 当社社外取締役 (現任)
- 2020年12月 株式会社学研ホールディングス社外取締役 (現任)
- 2022年 3月 株式会社ギフティ社外取締役 (現任)
- 2023年 8月 ビーウィズ株式会社社外取締役 監査等委員 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社学研ホールディングス社外取締役
ビーウィズ株式会社社外取締役 監査等委員

株式会社ギフティ社外取締役

社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要

伊能美和子氏は、事業会社において企業内起業家として連続して新規事業を立ち上げ、グループ会社の企業経営者としての手腕を有しております。引き続き当該知見を生かして経営の重要事項の決定および業務執行に対し監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、取締役指名委員会委員、または、報酬委員会委員、および、リスク/コンプライアンス委員会委員として客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。



候補者番号 **8**

再任 社外 独立

やす え れい こ
安 江 令 子

生年月日 1968年1月26日生

所有する
当社の株式の数
727
株

社外取締役
在任年数
5年
(本総会終結時)

取締役会への
出席状況
16/16回
(100%)



略歴、当社における地位、担当

1991年 4月 株式会社松下電器情報システム名古屋研究所 (現パナソニック アドバンステクノロジー) 入社
1999年 12月 モトローラ株式会社入社
2004年 6月 Seven Networks, Inc.入社
2005年 9月 Qualcomm, Inc.入社
2009年 7月 富士ソフト株式会社入社
2015年 4月 同社常務執行役員
2018年 1月 サイバネットシステム株式会社入社、副社長執行役員
2018年 3月 同社代表取締役 副社長執行役員
2019年 3月 同社代表取締役 社長執行役員
2020年 6月 当社社外取締役 (現任)
2021年 3月 ライオン株式会社社外取締役 (現任)
2024年 3月 JSR株式会社顧問
2024年 6月 同社上席執行役員 (現任)
2025年 3月 株式会社電通総研社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

ライオン株式会社社外取締役
JSR株式会社上席執行役員

株式会社電通総研社外取締役

社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要

安江令子氏は、ICT分野にて技術からビジネス開拓における幅広い知見をもち、国際ビジネスの経験も豊富であり、ITシステム会社の企業経営者としての手腕を有しています。引き続き当該知見を生かして経営の重要事項の決定および業務執行に対し監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、取締役指名委員会委員、または、報酬委員会委員、および、リスク/コンプライアンス委員会委員として客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。



候補者番号 9

新任 社外 独立

あり さわ まさ と
有 沢 正 人

生年月日 1960年7月27日生

所有する
当社の株式の数
0株

社外取締役
在任年数
0年
(本總會終結時)

取締役会への
出席状況
0回



略歴、当社における地位、担当

- 1984年 4月 株式会社協和銀行（現りそな銀行） 入行
- 2004年 4月 HOYA株式会社入社
- 2008年10月 A I U保険会社入社 人事担当執行役員
- 2012年 1月 カゴメ株式会社入社
- 2012年 9月 同社執行役員 経営企画本部人事部長
- 2018年10月 同社常務執行役員CHO
- 2023年10月 同社常務執行役員、カゴメアクシス株式会社代表取締役社長
- 2025年 4月 いすゞ自動車株式会社常務執行役員CHRO 人事部門EVP（現任）

重要な兼職の状況

いすゞ自動車株式会社常務執行役員CHRO 人事部門EVP

社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要

有沢正人氏は、MBAを有し精密機械業、損害保険、飲料食品メーカーという複数業種でのグローバル企業経営および人的資本戦略に関する豊富な経験と知識を有しております。当該知見を生かして経営の重要事項の決定および業務執行に対し監督、助言等いただけることを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、取締役指名委員会委員、または、報酬委員会委員、および、リスク/コンプライアンス委員会委員として客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 三村まり子氏、殿村真一氏、伊能美和子氏、安江令子氏、有沢正人氏は社外取締役候補者であります。
3. 三村まり子氏、殿村真一氏、伊能美和子氏、安江令子氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出ており、再任された場合引き続き独立役員となる予定です。三村まり子氏は西村あさひ法律事務所・外国法共同事業オブカウンセルであります。当社と同事務所の間には法律業務を委託する取引関係があり、それに基づき報酬の支払いを行っておりますが、その報酬額は過去3か年においていずれも1,000万円未満であり、当該年間支払額が同事務所の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。安江令子氏は、サイバネットシステム株式会社の代表取締役社長執行役員でありました。当社と同社の間にはシステム保守を委託する取引関係があり、それに基づき費用の支払いを行っておりますが、その取引額は過去3か年においていずれも1,000万円未満であり、当該年間取引額が同社の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。
4. 有沢正人氏が選任された場合、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出る予定であります。有沢正人氏はいすゞ自動車株式会社常務執行役員CHRO 人事部門EVPであります。当社と同社の間にはライセンスを許諾される取引関係があり、それに基づき費用の支払いを行っておりますが、その取引額は過去3か年においていずれも5,000万円未満であり、当該年間取引額が同社の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.1%未満であります。また、当社は同氏から人的資本、人事戦略に関するアドバイスを受けるための業務委託契約を2024年3月から締結しておりますが、同氏の当社社外取締役就任をもって解約となります。その委託料の総額は750万円となります。
5. 社外取締役候補者の責任限定契約等について
当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、現行定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は三村まり子氏、殿村真一氏、伊能美和子氏、安江令子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏らが再任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、有沢正人氏が選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用等の損害を填補することとしております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が選任された場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は任期途中に更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は、当社ウェブサイト等に掲載しております招集ご通知59頁記載の役員等賠償責任保険契約の内容の概要のとおりであります。
7. 取締役候補者の所有する当社の株式の数は、2025年3月31日現在のものです。また、タカラトミー役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
8. 伊能美和子氏は、2025年6月26日付けにて株式会社久世の社外取締役に就任する予定です。
9. 有沢正人氏は、2025年6月25日付けにて不二ラテックス株式会社社外取締役監査等委員、2025年6月27日付けにてワークスアイディ株式会社社外取締役に就任する予定です。
10. 当社は、各種委員会の役割、構成等の見直しを検討しております。2025年6月以降取締役指名委員会および報酬委員会は、指名報酬委員会（仮称）と改組する予定です。

(参考)

■ 本総会終了後の取締役のスキル・マトリックス

第3号議案が原案どおり承認可決された場合、各取締役が有する主な専門性・経験は次のとおりです。

	性別	社外	専門性と経験										
			経営・ 事業戦略	玩具・ エンター テイメント 事業	イノベー ション 新規事業	グローバル ビジネス	IPブランド ビジネス	DX	財務・ 会計	法務・ コンプライ アンス・ 企業倫理	人事・ 労務・ 人材開発	ESG・ サステナ ビリティ	
小島 一洋	M		●	●	●	●				●	●		●
富山 彰夫	M		●	●	●	●	●	●					●
宇佐美 博之	M		●	●	●	●	●						
伊藤 豪史郎	M		●	●		●				●	●	●	●
三村 まり子	F	○	●			●					●		●
殿村 真一	M	○	●		●	●		●					
伊能 美和子	F	○	●	●	●			●					
安江 令子	F	○	●		●	●		●					
有沢 正人	M	○	●			●				●		●	

※社外取締役については、保有するスキル等のうち、豊富な経験と高い知識を生かし特に期待される項目4つまでつけています。各社外取締役の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

※IP (Intellectual Property) : 知的財産権は、エンターテインメント業界において主にキャラクター、タイトルを表すことに使われます。

当社の第73回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役渡邊浩一郎氏の補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより退任した監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



新任 社外 独立

はら なつ よ
原 夏 代

生年月日 1966年7月6日生

所有する
当社の株式の数
0株

監査役
在任年数
0年
(本総会最終時)

監査役会への
出席状況
0回



略歴、当社における地位、担当

- 1989年 4月 株式会社埼玉銀行（現埼玉りそな銀行）入行
- 1995年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
- 2000年 4月 公認会計士登録（現職）
- 2018年 7月 デロイト トーマツ グループおよび有限責任監査法人トーマツ ボード議長室長
- 2019年 6月 デロイト トーマツ グループ D&Iリーダー
- 2019年 7月 有限責任監査法人トーマツ（デロイト トーマツ グループ）パートナー
- 2020年 4月 デロイト アジアパシフィック リミテッド監査保証業務タレントリーダー

重要な兼職の状況

なし

社外監査役候補者とする理由

原夏代氏は、大手監査法人での監査業務および監査関連業務、規制対応やグループのガバナンス向上など多岐にわたる豊富な経験と知見、公認会計士としての専門的な知識や経験を生かし、監査の実効性を高めるために選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 原夏代氏は、社外監査役候補者であります。
3. 原夏代氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、選任された場合、独立役員として届け出る予定であります。
4. 社外監査役候補者の責任限定契約等について
当社は、監査役として有能な人材を迎えることができるよう、現行定款において、監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。原夏代氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・ 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用等の損害を填補することとしております。本議案が原案どおり承認され、候補者が選任された場合は、候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は任期途中で更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は、当社ウェブサイト等に掲載しております招集ご通知59頁記載の役員等賠償責任保険契約の内容の概要のとおりであります。
6. 原夏代氏は、2025年6月22日付けにてライフネット生命保険株式会社の社外取締役 監査等委員、2025年6月27日付けにてカシオ計算機株式会社の社外取締役 監査等委員に就任する予定です。

法令の定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。



社外

独立

にし の たける
西 野 武

生年月日 1963年12月30日生

所有する
当社の株式の数
0株

監査役
在任年数
0年
(本総会終結時)

監査役会への
出席状況
0回



略歴、当社における地位、担当

- 1987年 4月 東京国税局入局
- 2002年 6月 国税庁国際業務課ニューヨーク長期出張
- 2011年 6月 国税庁国際業務課JITSIC(国際タックスシェルター情報センター) ワシントン初代派遣
- 2013年 7月 税務大学校研究部教授 (国際支援G)
- 2014年 7月 国税庁相互協議支援官
- 2022年 7月 東京国税局調査第三部次長
- 2023年 7月 品川税務署長 (2024年7月退官)
- 2024年 8月 東京税理士会税理士登録 (現職)
- 同 上 西野武税理士事務所設立 所長 (現任)

重要な兼職の状況

西野武税理士事務所 所長

補欠社外監査役候補者とする理由

西野氏は、国税庁での相互協議、東京国税局での国際課税、さらに2度にわたる海外派遣など国際的な税務における豊富な知識と経験を生かし、監査の実効性を高めるために補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記のとおりグローバルな税務の知見を有しており社外監査役の職務を遂行できると判断いたします。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 西野武氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 西野武氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が員数を欠くことにより就任した場合、独立役員として届け出る予定であります。当社は同氏から税務に関するアドバイスを受けるための顧問契約を2025年4月から締結しており、その顧問料は年額400万円となります。
4. 社外監査役候補者の責任限定契約等について
当社は、監査役として有能な人材を迎えることができるよう、現行定款において、監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。西野武氏が員数を欠くことにより就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・ 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用等の損害を填補することとしております。本議案が原案どおり承認され、候補者が員数を欠くことにより就任した場合は、候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は任期中に更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は、当社ウェブサイト等に掲載しております招集ご通知59頁記載の役員等賠償責任保険契約の内容の概要のとおりであります。

当事業年度末時点の取締役（非業務執行取締役除く）4名に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与総額196百万円を支給することといたしたく存じます。

なお、当社は取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めているところ、その概要は当社ウェブサイト等に掲載しております招集ご通知54頁から55頁記載のとおりであります。本議案は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておらず、また、本議案は、報酬委員会にて審議したうえ、同委員会の答申を踏まえ、取締役会が決定したものであるため、本議案の内容は相当であると考えております。

1. 取締役の報酬額の改定

当社の取締役の報酬額（固定報酬）は、2006年6月27日開催の当社第55回定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。また、各事業年度の業績に応じて取締役に対して支給する賞与（業績連動賞与）につきましては、当該事業年度に係る定時株主総会において、都度その支給総額をご承認いただいております。

この度、役員報酬制度の見直し、優秀なグローバル人材の獲得可能性の拡大および継続的な経営人材の確保による企業価値の向上を目的に、固定報酬および業績連動賞与を含む取締役に対する金銭による報酬額を年額700百万円以内（うち社外取締役は年額100百万円以内）といたしたいと存じます。当該取締役の報酬額は、従前の固定報酬の報酬枠および業績連動賞与の支給実績、ならびに経済情勢の変化その他諸般の事情を勘案して算定しております。なお、当該取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたしたいと存じます。

取締役に対しましては、当該報酬額の範囲内で、固定報酬である基本報酬に加え、業績連動賞与を支給することとし、各取締役への具体的な配分については、報酬委員会（呼称に関わらず報酬について審議する委員会とします）への諮問を経て取締役会で決定することといたします。但し、取締役に対する業績連動賞与を当該報酬額の範囲内で支給する運用は、2026年3月期の業績に連動して支給する賞与から適用させていただくこととし、また、2026年3月期の業績に係る業績連動賞与については、下記2. に記載の算定方法に基づいて、各取締役への具体的な配分（支給額）を決定いたしたいと存じます。

社外取締役については、従来どおり、固定報酬である基本報酬のみを支給するものとし、業績連動賞与は支給いたしません。

2. 業績連動賞与の算定方法

2026年3月期の業績に連動して支給する賞与については、より高い客観性・透明性を確保するため、以下の算定方法に基づき、各取締役への具体的な配分を決定することといたしたいと存じます。

当該算定方法は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標（KPI）を反映するものといたします。

なお、2027年3月期以降の業績に連動して支給する賞与については、上記のとおり、年額700百万円の範囲内で、固定報酬である基本報酬に加え、業績連動賞与を支給することとし、各取締役への具体的な配分については、報酬委員会（呼称に関わらず報酬について審議する委員会とします）への諮問を経て取締役会で決定することといたします。

<業績連動賞与の算定方法>

該当事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益と、当社取締役会において予め定める取締役の役

位に応じた係数を組み合わせて算定するものとし、その算定式の内容は以下の通りです。

イ) 支給対象

法人税法第34条第1項第3号に定める「業務執行役員」である当社取締役を対象とします。

ロ) 総支給額の上限

302,160千円

(注) 支給する上限は、固定報酬額（年額）の200%とします。

ハ) 支給時期

定時株主総会后、年1回支給します。

二) 業績指標

役員賞与の算定に用いる業績指標（KPI）：親会社株主に帰属する当期純利益

評価期間：1年間

ホ) 個別支給額の算定方法

$$\text{個別賞与支給額} = \left\{ \begin{array}{l} \text{親会社株主に帰属する当期純利益} \times 1.2\% \\ \text{（※）} \end{array} \right\} \times \frac{\text{役位別係数（図表 i）}}{\text{在任者の役位係数の合計}}$$

(※) 2024年6月末時点の支給対象取締役の役位構成や人数等を前提に、2024年度以降1.2%とします。

(図表 i)

役位	係数
代表取締役会長	33
代表取締役社長	33
取締役副社長	28
取締役	6

3. 取締役の報酬等の内容の変更を相当とする理由等

当社は取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めているところ、その概要は当社ウェブサイト等に掲載しております招集ご通知54頁から55頁記載のとおりであります。本議案に基づく取締役の報酬等の内容の変更は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておらず、また、本議案は、報酬委員会にて審議したうえ、同委員会の答申を踏まえ、取締役会が決定したものであるため、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、第3号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本株主総会終結時点において、報酬の支給対象となる取締役の員数は9名（うち社外取締役5名）となります。

取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容 改定の件

1. 改定の内容、提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由等

当社は、2021年6月23日開催の第70回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役（※1）を除きます）に対する業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます）の導入につきご承認いただき（かかるご承認の決議を以下「第70回定時株主総会決議」といいます）、現在まで本制度を運用しております。

（※1）本制度導入時は「社外取締役」としていたところ、2022年6月14日の取締役会の決議により「非業務執行取締役」に変更しております。

本制度は、2006年6月27日開催の第55回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額400百万円。ただし、第7号議案「取締役の報酬額改定及び業績連動賞与算定方法決定の件」が原案どおり承認可決された場合、年額700百万円以内（うち社外取締役は年額100百万円以内））とは別枠で、2025年3月31日で終了する事業年度から2027年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「対象期間」といいます）の間に在任する取締役（非業務執行取締役を除きます。以下も同様です）に対して、本制度による業績連動型株式報酬を支給するというものです（なお、当社は、2024年5月14日の取締役会の決議により、第70回定時株主総会決議における「対象期間」を上記の期間分延長しております。以下では、上記のとおり、この延長分の3事業年度を「対象期間」といいます。また、下記2（2）のとおり、更に対象期間を延長することがあります）。

この度、ご承認いただいている本制度の内容のうち、本制度の対象期間において本制度の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が抛出する金銭の上限について、株価の状況その他諸般の事情を勘案した上で、以下のとおり変更いたしたいと存じます。なお、本制度の詳細につきましては、当該変更後の下記2. の枠内で、従来どおり取締役会にご一任いただきたく存じます。

変更前：

合計金600百万円（対象期間を更に延長した場合には、当該延長分の対象期間において、当該延長分の対象期間の事業年度数に金200百万円を乗じた額）

変更後：

2025年3月末日に終了する事業年度につき金200百万円

2026年3月末日に終了する事業年度から2027年3月末日に終了する事業年度までにつき合計金800百万円（対象期間を更に延長した場合には、当該延長分の対象期間において、当該延長分の対象期間の事業年度数に金340百万円を乗じた額）

なお、当社は取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めているとこ

ろ、その概要は当社ウェブサイト等に掲載しております招集ご通知54頁から55頁記載のとおりですが、本制度の改定は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定していないこと、また、本議案は、報酬委員会にて審議したうえ、同委員会の答申を踏まえ、取締役会が決定したものであることから、本議案の内容は相当であると考えております。

第3号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本株主総会終結時点において、本制度の対象となる取締役は4名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

上記の変更後の本制度に係る報酬等の額および内容等は以下のとおりです。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定した信託（以下、「本信託」といいます）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として信託期間中の毎年一定の時期としますが、下記（4）のとおり、交付された株式について3年間の譲渡制限に服するものとなります（ただし、その前に退任した場合は退任時に譲渡制限を解除いたします）。

①	本制度の対象者	当社取締役（非業務執行取締役を除く）
②	対象期間	2025年3月末日に終了する事業年度から 2027年3月末日に終了する事業年度まで
③	②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	<2025年3月末日に終了する事業年度> 金200百万円 <2026年3月末日に終了する事業年度から 2027年3月末日に終了する事業年度までの期間中> 合計金800百万円 (対象期間を延長した場合には、当該延長分の対象期間において、当該延長分の対象期間の事業年度数に金340百万円を乗じた額)
④	①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度当たり100,000ポイント
⑤	ポイント付与基準	役位等および業績連動指標の実績値に応じたポイントを付与（下記（3）①ご参照）

⑥	①の対象者に対する当社株式の交付時期	信託期間中の毎年的一定時期（下記（４）のとおり、取締役は、交付された株式について３年間の譲渡制限に服するものとし、ただし、その間に退任した場合は退任時に譲渡制限を解除いたします）
---	--------------------	---

（２）当社が拠出する金銭の上限

当社は、2024年5月14日の取締役会の決議により、本信託の信託期間を3年間、第70回定時株主総会決議における「対象期間」を3事業年度、それぞれ延長しております。当社は、対象期間（上記1で定義した「対象期間」をいいます。）中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金1,000百万円（2025年3月末日に終了する事業年度中に金200百万円、2026年3月末日に終了する事業年度から2027年3月末日に終了する事業年度までの期間中に合計金800百万円）を上限とする金銭を本信託に対して追加信託します。本信託は、当社が信託した金銭（前記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭を含みます）を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、本制度と同様の株式報酬制度を導入している当社の子会社についても当該制度を一部変更する場合は、当該制度に基づき、当該会社の取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金をあわせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金340百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（３）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

（３）取締役に交付される当社株式の算定方法および上限

① 取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じて定める数に、業績連動係数（※２）の実績値に応じて0 - 200%の範囲内で変動する業績連動係数を乗じた数のポイントを付与します。

（※２）現在の対象期間（2025年3月末日に終了する事業年度から2027年3月末日

に終了する事業年度までの3事業年度)における業績連動指標は、中期経営計画において目標を掲げております連結の自己資本利益率としております。
ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度当たり100,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等が生じた場合には、1ポイント当たりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則として信託期間中の毎年のある一定の時期に所定の手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 譲渡制限期間

株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と中長期的に共有するため、取締役は、本制度に基づいて交付を受けた当社株式について、当社取締役会で定める株式交付規程に従い、交付時から3年間の譲渡制限(譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止)に服するものとします(ただし、その前に退任した場合は退任時に譲渡制限を解除します)。

(5) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(6) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以上



事業報告 (2024年4月1日～2025年3月31日)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果 (2025年3月期におけるハイライト)

当社グループを取り巻く経営環境は、雇用・所得環境の改善に加え、インバウンド需要の増加等から、緩やかな回復傾向となりました。一方、海外景気の下振れ懸念や物価上昇、金融資本市場の変動等による影響など、先行きは不透明な状況が継続しました。

そのような中、2025年3月期よりスタートした「中長期経営戦略 2030」では、価値創造モデルを新たに構築し、年齢軸・地域軸を成長ドライバーに事業機会と事業規模の拡大を図り、それらを支えるコーポレート戦略を相互に連携させることで、2030年3月期に売上高3,000億円、営業利益率10%の達成を目指しています。

2025年3月期の業績については、Kidults（キダルト）層に向けた施策による年齢軸の拡大、中国での「トミカ」ブランドの浸透や「BEYBLADE X」の欧米展開など、地域軸の拡大を図りました。小売のキデイランドでは、幅広いキャラクター商品を取り揃えたブランド発信基地として、高い支持を受け業績が拡大しました。

また、コーポレート戦略の一環として、幅広い分野からの人財獲得をグローバルに進めるなど人的資本における多様性や専門性の強化に加え、ジョブ型人事制度への改定や出産育児祝い金制度の新設をはじめとした両立支援の拡充等、持続的な成長を推進するための体制整備を行いました。

これら年齢軸・地域軸施策の推進により、日本・アジアセグメントが好調に推移し、アメリカズにおいては、Fat Brain Holdings、主力オペレーションであるTOMY Internationalとともに堅調な推移となりました。以上により、売上高は250,235百万円（前期比20.1%増）と2期連続で過去最高となりました。利益面においては、売上高の増加に伴う売上総利益の伸長等により、営業利益は24,870百万円（前期比32.2%増）、経常利益は24,033百万円（前期比35.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、16,350百万円（前期比66.7%増）といずれも過去最高を更新し、新たな経営体制のもと順調な進捗となりました。

<セグメント別業績の概況>

(単位：百万円)

	前期	当期	増減	増減率 (%)
売上高	208,326	250,235	41,909	20.1
日本	170,097	211,022	40,925	24.1
アメリカズ	30,063	31,108	1,044	3.5
欧州	6,640	7,154	513	7.7
オセアニア	2,545	2,755	209	8.2
アジア	57,869	68,277	10,407	18.0
消去または全社	△58,891	△70,083	△11,191	－
営業利益または営業損失 (△)	18,818	24,870	6,052	32.2
日本	22,265	27,682	5,416	24.3
アメリカズ	△495	△155	340	－
欧州	△724	△333	391	－
オセアニア	189	132	△57	△30.4
アジア	1,907	2,668	760	39.9
消去または全社	△4,324	△5,123	△798	－

<日本>

タカラトミーは、「トミカ」「プラレール」といった定番ブランドが幅広い年齢・地域への展開により前期を上回る販売で推移するとともに、トミカ・プラレールショップ東京店をリニューアルオープンするなど話題となりました。「BEYBLADE X」では、メディアミックス展開のほか、年齢制限のない大会の実施等により年末年始商戦においても子どもから大人まで幅広い世代から人気を集めました。また、欧米をはじめとした海外販売が本格化するとともに、米国子会社T-Licensingによる各国放送局との取組みにより、アニメの視聴エリアが拡大するなど商品展開との相乗効果を生み出しました。12月にはアジア10地域の大会優勝者による「BEYBLADE X アジアチャンピオンシップ2024」を開催するなど、国際的な施策も推進しました。「デュエル・マスターズ」は、人気Vチューバーとのコラボレーション等による伸長に加え、スマートフォン向けアプリ「DUEL MASTERS PLAY'S」による顧客層の拡大もあり、業績への貢献が拡大しました。自社IP「ぶにるんず」は、日本・アジア地域での人気を受け、4月より欧米向けの輸出がスタートするなど、グローバルコンテンツ化を図りました。また、幅広い顧客層に向け、5月には大人気コミック原作の「名探偵コナンカードゲーム」、1月には「ディズニー・ロルカナ・トレーディングカードゲーム」の発売を開始し、新

たな売上となりました。10月にはペットトイ「うまれて！ウーモアライブ」を発売し、売上に寄与しました。また、11月には「トミカ」「プラレール」など自社IPの世界観にXR技術が融合した体験型アトラクションが楽しめる次世代トイ&プレイパーク「タカラトミープラネット」をオープンさせました。2月にはハイターゲット向けホビーレーベル「T-SPARK」の新シリーズを販売開始しました。タカラトミーアーツは、「ぬいぐるみ」等のポケットモンスター関連商品が伸長しました。さらに「ガチャ」においては、キャラクター商品をはじめとしたアイテム数の拡大が奏功し、大型ガチャ専門店「ガチャワールド」や関西国際空港に“祭り”をコンセプトに演出したガチャ専門店「GACHA MATSURI（ガチャまつり）」をオープンさせるなど商業施設や空港等への設置を進めるとともに海外展開を拡大したこと等から、好調な推移が継続しました。また、アミューズメントマシンにおいては、4月に「ひみつのアイプリ」、7月に「ポケモンフレンド」をスタートさせ、前作を上回る立ち上がりとなりました。小売のキデイランドは、引き続き新鮮で話題性の高いキャラクターグッズや雑貨を扱うなど、国内外の幅広い年齢層から人気を集めています。そのような中、インバウンド需要やキャラクターの人気継続もあり、原宿店、梅田店をはじめとした旗艦店やキャラクター専門店、催事展開が好評を博すなど、業績への貢献が拡大しました。

以上により、売上高については211,022百万円（前期比24.1%増）、営業利益は27,682百万円（同24.3%増）となりました。



<アメリカズ>

玩具市場全体の低迷もあり、農耕車両玩具の販売が減少したものの、トイ&ホビー商品やベビー用品「The First Years」「Boon」の販売が堅調に推移するとともに、Fat Brain Holdingsの売上高が前期を上回ったことなどから、売上高は31,108百万円（前期比3.5%増）、営業損失は155百万円（前期営業損失495百万円）となりました。

<欧州>

玩具市場全体が低調に推移したものの、「黒ひげ危機一発（海外商品名 Pop-Up Pirate）」、バストイおよびタカラトミーアーツの「ガチャ」等のトイ&ホビー商品が堅調に推移したことに加え、農耕車両玩具の販売増加などにより、売上高は7,154百万円（前期比7.7%増）、営業損失は333百万円（前期営業損失724百万円）となりました。

<オセアニア>

農耕車両玩具やベビー用品、「黒ひげ危機一発（海外商品名 Pop-Up Pirate）」等のトイ&ホビー商品の販売が堅調に推移したことにより、売上高は2,755百万円（前期比8.2%増）となりました。営業利益は輸送コストの増加等による売上総利益率の悪化もあり、132百万円（同30.4%減）となりました。

<アジア>

「トミカ」が幅広い年齢層に人気となるなど好調に推移するとともに、中国での販売拡大を背景として、9月には「トミカ」初となる海外ブランドストア「TOMICA BRAND STORE」を中国上海市にオープンし、ブランドのさらなる浸透を図りました。「BEYBLADE X」では、フィリピン等、東南アジア地域での人気上昇しているものの、韓国での盛り上がりが見込めないこともあり、前期と同水準の売上に留まりました。また、4月から関連玩具の販売をスタートさせた「シンカリオン チェンジ ザ ワールド」は7月から香港、9月から台湾でテレビアニメ放送が開始されたこともあり、販売が伸長しました。さらに、「名探偵コナンカードゲーム」シリーズを日本と同時期の5月に香港、韓国、台湾をはじめとした9つの国と地域で販売を開始し新たな売上となりました。

加えて、生産子会社であるTOMY (Hong Kong)では「BEYBLADE X」をはじめとした海外向け輸出が増加したこと等もあり、売上高は68,277百万円（前期比18.0%増）、営業利益は2,668百万円（同39.9%増）となりました。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は111億円であります。

その主なものは、金型に45億円、アミューズメント機器に32億円、生産施設に11億円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

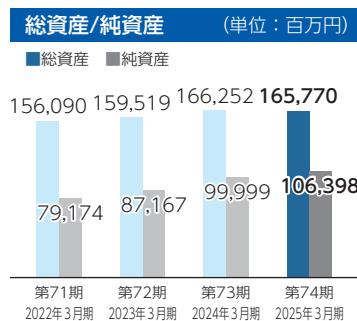
該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 71 期 2022年 3 月期	第 72 期 2023年 3 月期	第 73 期 2024年 3 月期	第 74 期 2025年 3 月期
売 上 高 (百万円)	165,448	187,297	208,326	250,235
経 常 利 益 (百万円)	12,666	12,043	17,807	24,033
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	9,114	8,314	9,808	16,350
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	98円23銭	90円66銭	107円73銭	182円20銭
総 資 産 (百万円)	156,090	159,519	166,252	165,770
純 資 産 (百万円)	79,174	87,167	99,999	106,398



(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社タカラトミーアーツ	100百万円	100.0%	カプセル玩具、玩具雑貨、アミューズメント機器等の企画製造販売
株式会社トミーテック	100百万円	100.0	鉄道模型等の企画製造販売
株式会社タカラトミーマーケティング	100百万円	100.0	玩具等の卸販売・ロジスティクス
株式会社キデイランド	100百万円	100.0	玩具雑貨等の販売
TOMY Holdings, Inc.	1米ドル	100.0	乳幼児製品、玩具等の企画製造販売等
TOMY International, Inc.	－	100.0	乳幼児製品、玩具等の企画製造販売等
TOMY (Hong Kong) Ltd.	10千香港ドル	100.0	乳幼児製品、玩具等の製造

(注) 上記7社は、売上高、総資産、当社の議決権比率等を参考に選定しております。

(10) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、日本国内では雇用・所得環境の改善により、緩やかな回復が期待される一方で、米国の通商政策による仕入価格の上昇や世界経済の下振れ懸念、金融資本市場の変動等による影響など、先行きの見通しが難しい状況で推移するものと思われま

す。このような中においても、当社グループでは、年齢軸・地域軸を成長ドライバーとした事業戦略を外部環境の変化に合わせて推進するとともに、それらを支えるコーポレート戦略を相互に連携させることで、2030年3月期 売上高3,000億円、営業利益率10%の目標達成の蓋然性を高めてまいります。

<事業戦略>

玩具市場においては、日本IPの海外人気の高まりによるインバウンド需要や大人向けの消費が拡大しており、少子化が進行する日本においても市場規模は拡大しています。このような中、成長ドライバーとなる年齢軸・地域軸の拡大を進めるにあたり、当社グループの強みであるロングセラーブランドを最大限に活用するとともに、ブランド価値の向上や玩具外収入の拡大、デジタルテクノロジーの活用を図ることで、成長をサポートしてまいります。

重点戦略

・ 年齢軸の拡大

当社グループは「トミカ」「プラレール」をはじめ、「ベイブレード」「デュエル・マスターズ」「トランスフォーマー」といったロングセラーブランドを多数保有・展開しているため、幅広い年齢層へのアプローチができています。「トミカ」「プラレール」では、細部にまでこだわった大人向けシリーズ「トミカプレミアム」「プラレール リアルクラス」を展開することで、子どもだけでなく大人へも人気拡大しています。また、「ベイブレード」では、幅広い世代に向けたメディアミックス展開や年齢制限のないイベントの開催等によりファン層が広がっています。さらに、「デュエル・マスターズ」においては、トレーディングカードゲームに加え、2019年に展開開始したスマートフォン向けアプリ「DUEL MASTERS PLAY'S」の人气が拡大しています。また、年齢軸拡大に向けた新たな取組みとして、2024年にホビーレーベル「T-SPARK」を立ち上げ、「トランスフォーマー」「ZOIDS」をはじめとした当社グループが持つロボット・メカ技術を集結させたハイターゲット向けの商品展開を拡大してまいります。

このように、それぞれのブランドが持つ特徴を最大限に活かし、ターゲット年齢層へのアプローチを強化することで、年齢軸の拡大を図ってまいります。

・ 地域軸の拡大

当社グループが保有するブランドパレットを用いて、ブランドごとに適した地域に集中的に投資してまいります。アジア・欧米豪は地域軸の拡大を図る上で重要拠点として位置付けています。例えば、中国では「トミカ」、北米は「ぬいぐるみ」「フィギュア」を中心に展開するなど、地域ご

とに適したブランドを投入することで、事業機会と事業規模の拡大を図ります。

短期的には、外部環境の変化を鑑み、アジアでの地域軸の拡大を優先して取り組みます。2024年9月には「TOMICA BRAND STORE」を中国上海市にオープンし、中国における「トミカ」ブランドのさらなる浸透を進めました。また、タカラトミーアーツが手掛けるアミューズメントマシンのアジア展開の拡大を進めました。

北米においては、「BEYBLADE X」の展開に加え、キャラクター商品を中心とした「ぬいぐるみ」「フィギュア」の展開拡大を図ります。

キデイランドにおいては幅広いキャラクター商品を取り揃えたトレンド発信基地として、訪日外国人観光客から高い支持を受けています。

今後も、地域ごとに適したブランド展開を実行することで、地域軸の拡大を図ってまいります。

・ 主要国でのヒットとシェア拡大

当社グループの強みは、グローバルに通用するブランドと主要国でヒット創出が可能な企画力や開発力、商品化技術があることです。それに加え、お客様視点で差別化されたマーケティング・ブランド戦略を通してシェア拡大を図ってまいります。

・ ブランド価値の向上

年齢軸・地域軸の拡大を進めるには、高いブランド価値と、その価値に共感していただけるファンの方々の存在が不可欠です。2024年から展開の次世代トイ&プレイパーク「タカラトミープラネット」は、タカラトミーのおもちゃの世界観をデジタルの力で拡張した“次世代のアソビ”を通して、ブランド価値の向上を図っています。今後も「トミカ」「プラレール」「リカちゃん」「ベイブレード」をはじめとした自社ブランドの価値を高めるとともに、ファンコミュニティを構築することで年齢軸・地域軸の拡大を図ります。さらに、自社ブランドだけでなくパートナーブランドに対し、当社グループの企画力や開発力、商品化技術力を掛け合わせることによるブランド価値の向上も図ります。キデイランドでは、売場を通じた新たなキャラクターの発掘・育成をすることでブランド価値の向上を図ってまいります。

・ 玩具外収入の拡大

「トミカ」「プラレール」「リカちゃん」「ベイブレード」をはじめとしたブランドのライセンス事業を展開している他、カードゲームアプリ「DUEL MASTERS PLAY'S」や、ロングセラー盤ゲーム「人生ゲーム」のNintendo Switch専用ソフトなど玩具外収入が増加しています。また、「トミカ博」「プラレール博」をはじめとするイベント事業も収益拡大に貢献しています。今後もデジタルやイベントをはじめとした玩具外収入の拡大を図ってまいります。

・ デジタルテクノロジーの活用

これら重点戦略の実行において、デジタルテクノロジーの活用を進めてまいります。

スマートフォン向けアプリやゲーム機器、D2C(Direct to Consumer)型販売チャネルやSNSなど、デジタルサービスやインフラを活用してまいります。また、メディア・アナリティクス・マーケティングオートメーション等のデジタルリソースを最大限に活用し、マーケティング施策の最適化を図ってまいります。

<コーポレート戦略>

事業戦略と相互に連携し、中長期経営戦略の土台となるものがコーポレート戦略です。

財務・製造・知的・人的・社会関係・自然といった各種資本の戦略的な活用・増大によって、企業価値向上を図ってまいります。財務の観点からは、収益性向上（資本コストを意識しつつROEを向上させる）や株主還元（配当・自己株式取得）を行い、健全な財政状態を維持し、株主価値の最大化を追求します。

・ 株主還元（配当・自己株式取得）

株主価値の持続的な向上および株主に対する安定的な利益還元を実施していくことを経営の重要課題の一つとして認識しております。経営基盤の強化と利益率の向上に努めるとともに、配当や自己株式の取得を通じた株主還元策を実施してまいります。

2030年3月期に向けて、次の具体的な指標を掲げ、株主の皆様への適正な還元策を講じ、健全な経営を維持してまいります。

- ◇ 営業利益率 10%目標
- ◇ 一株当たり純利益（EPS）成長率 継続10%以上
- ◇ 自己資本利益率（ROE）継続11%以上
- ◇ 自己資本比率 50%程度
- ◇ 総還元性向 原則50%
- ◇ 株価純資産倍率（PBR）3倍目標

・ 人財戦略

当社グループにとってアソビの創造に関わる人財は重要な人的資本です。2025年3月期においては、幅広い分野からの人財獲得をグローバルに進めるなど人的資本における多様性や専門性の強化に加え、ジョブ型人事制度への改定や出産育児祝い金制度の新設をはじめとした両立支援の拡充を行うなど、持続的な成長を推進するための体制整備を行いました。今後についても、PurposeとVisionに基づき、従業員のウェルビーイングの向上を実現するとともに、企業としての持続的な成長を実現する組織風土を一層強固なものにしてまいります。

- **知的財産 (IP) 戦略**

当社グループにとって知的財産は、重要な経営資本です。「トミカ」「プラレール」「リカちゃん」「ベイブレード」をはじめとした多くの主力ブランドについて、知的財産権により積極的に保護しており、国内でも有数の登録件数を維持しています。

引き続き「アソビIPを守ること」「アソビIPの侵害に備えること」「アソビIPを育てること」の3つの方針のもと、IPを最大限活用してまいります。

(11) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業	事業内容
玩具事業	玩具、トレーディングカードゲーム、ホビー、生活遊具、乳幼児製品等
玩具周辺事業	カプセル玩具、アミューズメント機器、玩具菓子等

(12) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

当社	所在地
本社	東京都葛飾区
青戸オフィス	東京都葛飾区

子会社	所在地
株式会社タカラトミーアーツ	東京都葛飾区
株式会社トミーテック	栃木県下都賀郡壬生町
株式会社タカラトミーマーケティング	東京都葛飾区
株式会社キデイランド	東京都千代田区
TOMY Holdings, Inc.	米国イリノイ州オークブルック市
TOMY International, Inc.	米国アイオワ州ダイアースビル市
TOMY (Hong Kong) Ltd.	中国香港カオルン地区

(13) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

地域セグメント	使用人数		前連結会計年度末比増減	
日本	1,154名	(1,674名)	60名増	(244名増)
アメリカズ	196名	(141名)	5名減	(4名減)
欧州	66名	(7名)	5名減	(1名減)
オセアニア	14名	(16名)	0名	(2名増)
アジア	968名	(26名)	21名増	(4名増)
報告セグメント計	2,398名	(1,864名)	71名増	(245名増)
全社 (共通)	98名	(16名)	2名増	(7名増)
合計	2,496名	(1,880名)	73名増	(252名増)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートおよび契約・嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として、記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
578 (68) 名	25名増 (8名増)	42.8歳	13年2ヵ月

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび契約・嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入残高 (百万円)
株式会社三井住友銀行	2,073
株式会社みずほ銀行	1,099

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 384,000,000株
(2) 発行済株式の総数 93,616,650株
(3) 株主数 181,677名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	11,670,900株	12.97%
司不動産株式会社	6,565,312	7.30
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,844,536	4.27
富山 幹太郎	1,703,866	1.89
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,249,750	1.39
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,247,931	1.39
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,211,392	1.35
管理信託 (富山草江口) 受託者 株式会社SMBC信託銀行	1,000,000	1.11
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 (常任代 理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	968,920	1.08
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	967,349	1.08

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,639,595株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 当社は「役員向け株式交付信託」および「執行役員等向け株式交付信託」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) (以下、「信託口」という。) が当社株式326,236株を所有しております。信託口が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	小島 一 洋	CEO
代表取締役社長	富山 彰 夫	COO
取締役副社長	宇佐美 博 之	
取締役常務執行役員	伊藤 豪史郎	CFO
取締役	三村 まり子	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業オブカウンセル TANAKAホールディングス株式会社社外取締役 株式会社MICIN社外監査役 サントリー食品インターナショナル株式会社社外取締役 監査等委員
取締役	佐藤 文 俊	アズビル株式会社社外取締役
取締役	殿村 真 一	キャップジェミニ アジアパシフィック副代表 キャップジェミニ株式会社代表取締役会長 縄文アソシエイツ株式会社社外取締役 大日コーポレーション株式会社社外取締役
取締役	伊能 美和子	株式会社学研ホールディングス社外取締役 株式会社ギフト社外取締役 ビーウィズ株式会社社外取締役 監査等委員
取締役	安江 令 子	ライオン株式会社社外取締役 JSR株式会社上席執行役員 株式会社電通総研社外取締役
常勤監査役	松木 元	
監査役	山口 祐 二	RFP税務会計事務所 所長 RFPコンサルティング株式会社代表取締役社長
監査役	西 理 広	クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業 パートナ ー

- (注) 1. 取締役三村まり子氏、取締役佐藤文俊氏、取締役殿村真一氏、取締役伊能美和子氏、取締役安江令子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山口祐二氏、監査役西理広氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役松木元氏、監査役山口祐二氏、監査役西理広氏は、以下のとおり財務および会計ならびに法務に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役松木元氏は、株式会社タカラトミーアーツの取締役管理本部長として2012年6月から2018年6月まで、通算6年にわたり決算手続および財務諸表の作成等に従事しておりました。
 - ・監査役山口祐二氏は、税理士の資格を有しております。
 - ・監査役西理広氏は、弁護士の資格を有しております。
4. 当社は取締役三村まり子氏、取締役佐藤文俊氏、取締役殿村真一氏、取締役伊能美和子氏、取締役安江令子氏、監査役山口祐二氏、監査役西理広氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役佐藤文俊氏は、2025年6月26日付けで任期満了により取締役を退任いたします。

(2) 当社の取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に関する事項

当社は、下記のとおり、取締役の報酬に関する方針を策定し、この方針に従って取締役報酬の構成およびその額を決定しております。

(ア) 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績や中長期的な企業価値の向上に連動し株主の皆様と価値を共有できる報酬体系としております。また、そのような報酬体系構築の観点から、報酬委員会にて本基本方針を草案した上、取締役会にて決議しております。具体的には、業務執行取締役は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬としての現金賞与と非金銭報酬としての株式報酬により構成され、株主総会の決議により設定された限度額の範囲内で支払われます。監査機能を担う社外取締役については基本報酬のみを支払うこととしています。

なお、監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から基本報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

(イ) 基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし役位、職責に応じて他社水準等を総合的に勘案して決定するものとしています。

(ウ) 業績連動報酬ならびに非金銭報酬

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために業績指標（KPI）を反映した現金報酬として、各事業年度の連結損益計算書における親会社株主に帰属する当期純利益に一定の料率を乗じた額を現金賞与として毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に支給しま

す。この料率については、2024年6月末時点の支給対象取締役の役位構成や人数等を前提に、2025年3月期以降1.2%とします。なお、支給する上限は、固定報酬額（年額）の200%とします。業績連動報酬の額の算定に係る当事業年度を含む連結損益計算書における親会社株主に帰属する当期純利益の推移は44頁記載の直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移のとおりです。非金銭報酬は、当社第70回定時株主総会において承認されました信託を用いた業績連動型株式報酬制度を2021年度より導入しております。なお、当社は、2024年5月14日の取締役会の決議により、信託を用いた業績連動型株式報酬制度と同じ内容で、2024年度から3事業年度延長しております。当該制度は非金銭報酬であると共に業績連動報酬に該当します。その概要は以下のとおりです。

当該制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。2024年度から3事業年度を当初対象事業年度とし、該当事業年度の連結自己資本利益率（ROE）を業績指標（KPI）としています。2023年度のROEは、10.5%でした。当社から本信託への拠出上限額（3事業年度分）は、600百万円となります。当該制度の対象となる各取締役に交付されるポイント数が定められており、役位およびKPIの達成度を考慮して0から200%の範囲内で変動します。ポイントは毎事業年度毎に交付され1ポイント＝1株として当社株式が付与されます。取締役に対して付与されるポイントの総数は、1事業年度あたり100,000ポイントを上限とします。付与された株式は、中長期的に株主の皆様との利益共有を進める観点から付与後3年間の譲渡制限期間を設定しています（期間経過前に退任した場合は退任時に譲渡制限を解除します）。なお、当社から本信託への拠出上限額（3事業年度分）については、第8号議案「取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容改定の件」が原案どおり承認可決された場合、1,000百万円となります。

（エ）報酬等の構成

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、市場の報酬水準を踏まえ、上記の基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬の基本方針に基づき報酬委員会にて審議し、取締役会は報酬委員会の答申を尊重し、当該答申で示された種類別、且つ個人別の報酬の内容にて決定しています。報酬等の種類別の割合は、業績連動報酬により変動するものとしています。また、役位毎に種類別のウエイトは設定していません。

（オ）報酬等の決定に関する手続き

個人別の報酬額、内容については、報酬委員会にて審議・答申し取締役会にて決議するものとしています。報酬委員会は、社外取締役を議長とし、構成員は議長含め計5名となりますが、ガバナンス担当の社内取締役1名を除き、他全員が独立役員である社外取締役および社外監査役であり、役員報酬決定の客観性と透明性を確保しております。

② 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)	
		固定報酬	業績連動報酬		業績非連動報酬		
		基本報酬	役員賞与	業績連動型 株式報酬	株式報酬型 ストック・ オプション		
取締役 (社外取締役を除く)	422	153	195	73	—	5	
監査役 (社外監査役を除く)	18	18	—	—	—	1	
社外役員	社外取締役	44	44	—	—	—	5
	社外監査役	20	20	—	—	—	3
計	505	237	195	73	—	14	

- (注) 1. 当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものでありと判断しております。
2. 当事業年度末現在の取締役は9名（うち社外取締役5名）であります。
3. 取締役の報酬額（固定報酬）は、2006年6月27日開催の第55回定時株主総会において年額400百万円以内と決議しております（使用人兼務役員の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は2名）です。
4. 取締役（社外取締役を除く）の業績連動型株式報酬（役員向け株式交付信託）の報酬額は、2021年6月23日開催の第70回定時株主総会において、対象期間である2022年3月末日に終了する事業年度から2024年3月末日に終了する事業年度までの約3年間において、対象となる取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限を合計600百万円と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、5名です。上記の業績連動報酬等の額は、当事業年度に計上した、役員株式給付引当金繰入額であります。
5. 取締役（社外取締役を除く）のストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、2015年6月24日開催の第64回定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、4名です。
6. 監査役の報酬額（固定報酬）は、2006年6月27日開催の第55回定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、5名です。
7. 上記のほか、2006年6月27日開催の第55回定時株主総会決議に基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し、222百万円の役員退職慰労金を支給しております。（当該役員退職慰労金は、過年度の事業報告において役員退職慰労引当金繰入額として、取締役および監査役の報酬等の総額に含めたものであります。）

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役三村まり子氏は、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業オブカウンセルであります。当社と同事務所との間には法律業務を委託する取引関係があり、それに基づき報酬の支払いを行っておりますが、その報酬額は過去3か年においていずれも1,000万円未満であり、当該年間支払額が同事務所の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。
- ・取締役殿村真一氏は、キャップジェミニ アジアパシフィックの副代表であります。また、キャップジェミニ株式会社代表取締役会長であります。当社と同社らの間には特別な関係はありません。
- ・取締役安江令子氏は、JSR株式会社の上席執行役員であります。当社と同社の間には特別な関係はありません。
- ・監査役山口祐二氏は、RFP税務会計事務所所長、RFPコンサルティング株式会社の代表取締役社長であります。当社と同事務所および同社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役西理広氏は、クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業パートナーであります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役三村まり子氏は、TANAKAホールディングス株式会社の社外取締役であり、株式会社MICINの社外監査役、サントリー食品インターナショナル株式会社の社外取締役 監査等委員であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役佐藤文俊氏は、アズビル株式会社の社外取締役であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役殿村真一氏は、縄文アソシエイツ株式会社の社外取締役であります。当社と兼任先との間には人材紹介について取引があります。また、同氏は大日コーポレーション株式会社の社外取締役であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役伊能美和子氏は、株式会社学研ホールディングスの社外取締役であり、ビーウィズ株式会社の社外取締役 監査等委員であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。また、同氏は株式会社ギフティの社外取締役であります。当社と兼任先との間には業務委託の取引があります。
- ・取締役安江令子氏は、ライオン株式会社および株式会社電通総研の社外取締役であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。

③ 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係について

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（16回開催）		監査役会（15回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 三村まり子	16回	100%	—	—
取締役 佐藤文俊	16	100	—	—
取締役 殿村真一	16	100	—	—
取締役 伊能美和子	16	100	—	—
取締役 安江令子	16	100	—	—
監査役 山口祐二	16	100	15回	100%
監査役 西理広	16	100	15	100

b. 活動の状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役三村まり子氏は、弁護士および企業経営者としての豊富な経験と知識をもとに、コーポレートガバナンスおよび女性活躍、ダイバーシティの観点から積極的な発言を行っております。
- ・取締役佐藤文俊氏は、企業経営者および金融機関出身者としての豊富な経験と知識をもとに、主にコンプライアンスおよびリスクマネジメントに関して積極的な発言を行っております。
- ・取締役殿村真一氏は、事業運営および企業経営者としてのグローバルな豊富な経験と知識をもとに、主にIT分野および事業運営に関して積極的な発言を行っております。
- ・取締役伊能美和子氏は、企業内起業家および企業経営者としての豊富な経験と知識をもとに、事業運営および異業種協業に関して積極的な発言を行っております。
- ・取締役安江令子氏は、ICT分野の技術的知見および企業経営者として国際ビジネスの豊富な経験と知識をもとに、国際的な企業経営およびDXの観点から積極的な発言を行っております。
- ・監査役山口祐二氏は、税理士としての税務業務、会計監査のサポート業務における豊富な経験、海外現地事務所での海外業務における豊富な知識を生かし、監査の実効性を高めるための質問、助言および監査役会の適切な運営や、会計監査人による適正な監査が実施されるよう監視を積極的に行っております。

- ・ 監査役西理広氏は、弁護士としての企業法務全般の専門的な知識、海外での国際取引や事業展開における豊富な経験を生かし、監査の実効性を高めるための質問、助言および監査役会の適切な運営や、会計監査人による適正な監査が実施されるよう監視を積極的に行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く）および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度の額は会社法第425条第1項に定める額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社の取締役および監査役ならびに管理職等の従業員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用等の損害を填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	250,235
売上原価	148,886
売上総利益	101,349
販売費及び一般管理費	76,478
営業利益	24,870
営業外収益	722
受取利息及び配当金	322
受取賃貸料	194
その他	205
営業外費用	1,559
支払利息	367
為替差損	761
貸与資産経費	27
外国源泉税	222
その他	180
経常利益	24,033
特別利益	23
固定資産売却益	23
特別損失	252
固定資産除却損	29
減損損失	29
事業構造改善費用	51
再開発関連費用	138
その他	3
税金等調整前当期純利益	23,805
法人税、住民税及び事業税	7,605
法人税等調整額	△151
当期純利益	16,350
親会社株主に帰属する当期純利益	16,350

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	110,811
売上原価	73,517
売上総利益	37,294
販売費及び一般管理費	29,895
営業利益	7,398
営業外収益	5,808
受取利息及び配当金	5,367
受取賃貸料	299
受取手数料	108
その他	32
営業外費用	1,228
支払利息	775
貸与資産経費	136
為替差損	233
その他	83
経常利益	11,978
特別損失	149
再開発関連費用	138
その他	10
税引前当期純利益	11,829
法人税、住民税及び事業税	2,197
法人税等調整額	△232
当期純利益	9,864

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

株式会社タカラトミー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢嶋 泰久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 濱田 環
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タカラトミーの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカラトミー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

株式会社タカラトミー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢嶋 泰久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 濱田 環
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タカラトミーの2024年4月1日から2025年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法にて監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載の内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月12日

株式会社タカラトミー 監査役会

常 勤 監 査 役 松 木 元 ㊞

監査役（社外監査役） 山 口 祐 二 ㊞

監査役（社外監査役） 西 理 広 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図



会場

かつしかシンフォニーヒルズ モーツァルトホール

※本会場が満席となった場合、別会場をご案内させていただきますのであらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

東京都葛飾区立石六丁目33番1号

電話03-5670-2222



交通



電車

あおと
青砥駅下車徒歩約7分



バス

- ・JR亀有駅よりお越しの場合
JR新小岩駅行き 約15分
- ・JR新小岩駅よりお越しの場合
新小岩駅東北広場バス停よりJR亀有駅行き 約20分

文化会館
かつしか
シンフォニー
ヒルズ
下車すぐ

(お車でのご来場はご遠慮くださるようお願いいたします)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

